

(保存版)

非常災害時等の措置についてのお願い

平素より学校教育推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特別警報発令、台風による風水害、地震への対応について教育委員会の指導の下、本校では下記のように定めておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本文書につきましては各ご家庭の身近なところに保存版として掲示いただけましたら幸いに存じます。

記

【特別警報発令の場合】

1. 午前7時の時点で、気象庁（大阪管区気象台）から、堺市に「特別警報」が発令されている場合、臨時休校となります。
2. 登校し、在校中に「特別警報」が発令された場合には、基本的に学校待機とし、特別警報解除後に下校させます。

【台風・大雨警報の場合】

1. 午前7時の時点で、気象庁（大阪管区気象台）から、堺市に「暴風警報」が発令されている場合、臨時休校となります。
2. 午前7時の時点で、気象庁（大阪管区気象台）から、堺市に「大雨警報」が発令され、かつJR阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している（一部運休は除く）場合は臨時休業となります。

※一般のテレビ、ラジオなどでは、市町村をまとめた地域の名称で発表される場合もあり、「大阪府」や「泉州」地区等の名称が使用されることがありますのでご注意ください。

3. 登校後、在校中に上記警報が発令された場合には、基本的に帰宅することになりますが、下校することが危険と予想される場合には学校で待機させます。

※その他の『警報』の場合には、原則として授業は行いますので、登校させてください。

※ただし、登校時に危険があると保護者が判断される場合は、登校を見合わせてください。

なお、その際には学校へご連絡願います。

【地震の場合】

1. 登校前に堺市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業となります。
ただし、震度4以下であっても登校時に危険があると保護者が判断される場合は、登校を見合わせてください。震度4以下であっても学校長の判断により臨時休業とする場合があります。
2. 登校し、在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、生徒を迅速に避難させ、安全な状況下で保護者に引き渡せるまでは保護します。
3. 登下校中に地震災害が発生した場合、生徒には、家庭と学校のいずれか近い方に戻るよう指導します。

※上記のとおりに対応いたしますので、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮願いたいと存じます。

※堺市教育委員会等公共機関との連絡のため、電話回線を確保したいと思っておりますので、ご協力のほど併せてお願いいたします。